

臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯などに対して、1世帯につき10万円を給付します。

誰がもらえるの？

対象者は、**住民税非課税世帯と家計急変世帯**です。

住民税非課税世帯とは

令和3年12月10日(基準日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯(生活保護世帯を含む)

家計急変世帯とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降に収入が減少し、世帯員全員が住民税均等割非課税世帯と同等の状態にあると認められる世帯。

※ただし、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除きます。

支給額・受給方法・申請期限

支給額は、**1世帯につき10万円**です。

受給方法・申請期限は、**対象者によって異なります。**

住民税非課税世帯の受給方法と申請期限

▶市から送付された確認書を返送

対象世帯には、2月7日付けで確認書を送付しています。記載例を参考に、必要事項を記入し、**5月6日金(必着)までに**添付書類を同封して、返信用封筒で返送してください。

▶世帯員に未申告者(20歳以上)がいる場合

未申告の方がいる場合は、確認書が送付されません。世帯員全員が令和3年度の住民税申告をし、住民税非課税であれば、**9月30日金までに**福祉保健センター窓口へ申請してください(収入が無い方も申告が必要です)。

家計急変世帯の受給方法と申請期限

▶福祉保健センター窓口へ申請

給付金を受け取るには**9月30日金までに**申請が必要です。世帯全員の収入で判定するために、準備していただく書類などがありますので、事前にお問い合わせください。

準備する書類 申請・請求者の本人確認書類/申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類/収入の状況を確認できる書類/受取口座を確認できる書類 など

詳しくは、市ホームページに公開しています。市ホームページはQRコードからご覧ください。



新型コロナウイルスワクチン

2回目接種から3回目接種までの間隔が短くなりました

～2回目接種から6カ月間隔で接種が可能です～

新型コロナワクチンの3回目接種が進んでいますが、3月からは6カ月間隔で接種可能となります。接種券は、2回目接種日の早い順に発送しています。

接種券の発送時期 (2回目の接種日順に発送しています)

対象者	3回目の接種券発送時期
	18歳以上
2回目の接種が 令和3年8月の方	発送済み
2回目の接種が 令和3年9月の方	3月以降
2回目の接種が 令和3年10月以降の方	4月以降

※2回目接種の記録が確認できない場合は、3回目の接種券が発行されないことがあります。2回目接種から7カ月を経過しても接種券が届かない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

接種券が接種の証明となります

3回目の接種券には1・2回目の接種記録が印字されていて、国内では接種証明書としてご利用いただけます。3回目接種後は3回分の接種記録となりますので、接種後も大切に保管してください。



赤枠の部分が接種の証明となります

1回目・2回目の接種をご希望の方へ

12歳以上の方には1・2回目の接種券を送付済みです。1・2回目を接種できる医療機関が限られていますので、接種をご希望の方は、コールセンターまでお問い合わせください。接種券を紛失された方や鹿角市に転入した方で接種券が届いていない方もコールセンターまでお問い合わせください。

新たに12歳を迎えられる方には、誕生日の翌月までに接種券を発送しています。



鹿角市コロナワクチン接種コールセンター

受付時間

平日9時～17時

☎ 0186-30-0715